大和郡山市地域公共交通運賃等協議会設置要綱

（目的）

第１条　道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等に係る運賃等を協議するため、大和郡山市地域公共交通運賃等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃、料金に関する事項

（組織）

第３条　協議会は、委員１０人以内で組織する。

２　協議会は、次に掲げる者で構成するものとし、２号以下のものについては市長が委嘱、又は任命する。

（１）　市長又はその指名する者

（２）　協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者または一般乗用旅客自動車運送事業者

（３）　協議する運賃等に係る路線等に関係する地域の住民代表者

（４）　奈良運輸支局長

３　委員の任期は、２年を超えない範囲の期間で、協議会に諮られた運賃等の協議が終了するまでとし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　特定の職により委嘱された委員は、当該身分を失すると同時に委員を辞したものとみなす。

（会長）

第４条　協議会に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、招集する委員の過半数の出席をもって成立する。

３　やむを得ない事情により協議会に出席できない委員は、職務上関係する者を代理者として出席させることができる。

４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

５　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

６　協議会は、原則公開するものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

（書面による審議）

第６条　会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認

めるときは、書面審議により議事を決する事ができる。

（協議結果の取扱い）

第７条　協議会において、協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

（報酬）

第８条　委員の報酬は、これを支給しない。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、大和郡山市交通防犯対策課において処理する。

（公印）

第１０条　協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

（規定の準用）

第１１条　第９条の規定に基づく事務局に関する事項および前条の公印の保管、取り扱い等に関する事項については、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会事務局規程を準用する。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和５年１１月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第１０条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
大和郡山市地域公共交通運賃等協議会会長印	大和郡山地域公共交通運賃等協議会長印	隷書	19×19	会長名をもって発する文書	1	事務局長